

お 知 ら せ

●最低制限価格制度対象業務について【平成31年4月1日以降の公告から変更】

最低制限価格制度対象業務を許容価格5,000万円未満（旧：2,500万円未満）まで拡大しました。
低入札価格調査対象業務は許容価格5,000万円以上（旧：2,500万円以上）となります。

●設計図書等の質問方法（メールアドレス）の変更について【平成29年4月1日より実施】

セキュリティ対策のため、質問提出先のメールアドレスを「~@city.okayama.jp」から
「~@city.okayama.lg.jp」に変更しています。質問をする際には注意してください。

●最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について

【令和元年7月1日以降の公告から一部変更】

最低制限価格（低入札価格調査基準価格）＝①＋②＋③＋④（小数点以下切捨て）

次の表の業種区分の欄に掲げる業種区分に基づき、対象コンサルタント業務が一の業種区分からなる場合においては、当該業務の種類ごとに、対象コンサルタント業務の許容価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とし、対象コンサルタント業務が複数の業種区分からなる場合においては、各業種区分における合計額の合算額とします。

ただし、主たる業種区分が測量業務で、当該合計額又は合算額（以下これらの額を「合計額等」という。）が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.2を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.2を乗じて得た額とし、主たる業種区分が建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務で、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8を乗じて得た額とし、主たる業種区分が地質調査業務で、当該合計額等が税抜き設計金額の3分の2未満の場合は、税抜き設計金額に3分の2を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.5を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.5を乗じて得た額とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 4.8 / 10	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 6 / 10	諸経費 × 6 / 10
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × 4.8 / 10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9 / 10	解析等調査業務費 × 8 / 10	諸経費 × 4.8 / 10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × 4.5 / 10

業種区分のうち、土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る。）及び補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る。）は、廃止しました。

●入札参加制限について

低入札価格調査対象業務における入札参加制限は、上記の低入札価格調査基準価格未満の応札で参加資格の確認対象者となった者を対象とし、他の低入札価格調査対象業務の入札に参加できません。

●契約保証について

契約保証について、契約保証人（1名）又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）のいずれかを選択できます。ただし、低入札調査対象案件において、入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、以下の「オ 契約保証金の納付」に限ります（契約金額の100分の30以上）。

・契約保証金について

本業務の請負契約締結において契約保証金を選んだ場合は、請負契約書等の提出とともに、次に掲げるア～オのいずれかの契約保証を付し、その契約保証に係る書類を提出してください。

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

提出書類：当該保証に係る保証書

イ 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する前払金保証事業会社の保証

提出書類：当該保証に係る保証証書

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

提出書類：当該公共工事履行保証証券に係る証券

エ 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結

提出書類：当該履行保証保険に係る証券

オ 契約保証金の納付

提出書類：契約保証金に係る領収書

※銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

※前払金保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。